

「最新情報」

GSAP

2021年5月24日

「源泉税控除 (Tax Deducted at Source (TDS)) 及び源泉税徴収 (Tax Collected at Source (TCS)) の新しい要件」

2021年、財政法により所得税法において**2021年7月1日**から発効する新しい規定第194Q条、第206AB条および第206CCA条が導入されました。第194Q条は商品購入時のTDSに関する規定であり、第206AB条および第206CCA条とは無申告である者に対してTDSとTCSのそれぞれ高い税率の適用を規定しています。

本アラートにおいて当該新しいTDS・TCSの規定について情報を纏めております。

情報源: 2021年、財政法; <https://egazette.nic.in/WriteReadData/2021/226208.pdf>

 www.gsapadvisors.com  info@gsapadvisors.com

物品購入に対する源泉税控除(TDS)の義務

適用性

- インド居住者の売り手から、該当年度内に行う物品の購入の総価格はINR 500万超である場合には、当該売り手への支払いに対して源泉税控除を行う必要があります。
- 当該源泉税の控除はINR500万を超過している分に対して適用されます。
- 買い手は前年度における事業上の総売上高・総受領高がINR 1億超である場合に本規定が適用されます。
- 本規定は役務の提供を受ける場合には適用されません。

源泉税の適用率

- 購入対価のINR500万を超過している分に対して0.1%の税率で適用されます。
- 売り手がPANを開示しない場合源泉税控除の適用率は5%となります。

TDS/TCSの新しい規定・要件

所得税無申告者に対するTDS・TCSのより高い税率の適用

適用性

- TDS：所得税法の第206AB条に基づく源泉税控除(TDS)は「指定された者」に対して支払い済み・支払わなければならない・支払い計上した金額・所得額に対して行う必要があります。

TCS: 所得税法の第206CCA条に基づく源泉税徴収(TCS)は「指定された者」から支払いを受ける者が受領するあらゆる金額に対して行う必要があります。

「指定された者」とは

- TDSまたはTCSの履行が必要とされている該当年度の直近2年度(所得税法に基づく申告期限経過済み)において無申告である者;また
- 当該直近2年度におけるTDS又はTCSの総額がINR 5万超である者のこととなります。

物品購入に対する源泉税控除(TDS)の義務

TDS規定の第194Q条の適用免除

- 買い手が同取引に対して所得税法における他のTDSの規定に基づき源泉税の控除をすでに行っている場合
- 同取引は所得税法における他のTCS(第206C(1H)条を除く)の規定においてすでにカバーされている場合
- 買い手が中央政府の通知書により免除されて場合

注記: 同取引に対しては、第194Q条(TDS)の規定と第206C(1H)条(TCS)の規定の両方が適用される場合には、第194Q条が適用されます。

第206C(1H)に基づき、購入対価のINR500万を超過している分に対して0.1%の税率で源泉徴収税が適用されます。

TDS/TCSの新しい規定・要件

所得税無申告者に対するTDS・TCSのより高い税率の適用

TDS/TCSの適用税率

下記のいずれか最も高い税率により

- 指定された適用税率の2倍の税率;あるいは
- 5%

該当の指定された者はPANを開示しない場合にはTDSの適用税率は20%に上昇されます。当該20%の税率はTCSの場合には適用されません。

免除

- インドに恒久的施設を持たない非居住者
- 給与、宝くじ・クロスワードパズル・競馬からの賞金、証券化信託からの収入

お問合せ先

GSAP



H-59AB, Lower Ground Floor
Kalkaji, New Delhi 110019
India



info@gsapadvisors.com



+91 (11) 4056 0819
+91 (11) 4154 4443

Disclaimer: The content herein are solely meant for commercial purposes and shall not be considered as professional advice and/or used as base for any technical decision. GSAP Advisors India Pvt. Ltd., its employees, contractors, associates are not responsible for loss whatsoever sustained by any person who relies on the information contained herein.